

熊谷市監査委員公告第7号

令和3年度農業委員会事務局定期監査の結果に基づき、農業委員会会長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和4年5月26日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

令和3年度農業委員会事務局

定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務 (1) 現金出納簿については、「現金取扱いの手引き」を参考に記入し、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>2 支出事務 指摘事項なし</p> <p>3 契約事務 (1) 随意契約の際、起案書にその理由と根拠条項が記載されていないものがあつた。熊谷市文書管理規程第14条第4項に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>4 補助金 指摘事項なし</p> <p>5 財産管理 (1) 備品登録漏れがあつた。熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>6 その他 指摘事項なし</p>	<p>1 収入事務 (1) 「現金取扱いの手引き」に基づき適正な事務処理を徹底する。</p> <p>3 契約事務 (1) 熊谷市文書管理規程に基づき記入漏れ等無いよう、適正な事務処理を徹底する。</p> <p>5 財産管理 (1) 指摘のあつた備品については登録処理を行った。熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。</p>